

1) 杉並区みどりのベルト計画検討懇談会 設置要綱

## 杉並区みどりのベルト計画検討懇 談会設置要綱

平成 15 年 8 月 19 日  
杉都公発第 177 号

(設置)

第 1 条 みどりの豊かさが実感できるまちの実現に向け、「杉並区みどりの基本計画」等によるみどりと水のネットワーク構想をふまえ、点・線・面の緑を結ぶみどりのベルトを形成するなどの具体的事業展開について、専門家・区民等の意見を聴くため、杉並区みどりのベルト計画検討懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) みどりのベルト計画の基本方針に関すること。
- (2) みどりのベルト計画の事業に関すること。
- (3) その他みどりのベルト計画に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 10 名以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 名
- (2) 専門研究者 2 名
- (3) 公募区民 3 名以内
- (4) 鉄道事業関係者 1 名
- (5) 東京都関係職員 2 名

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から報告の日までとする。

(座長)

第 5 条 懇談会に座長を置き、座長は委員の互選により定める。

- 2 座長は懇談会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会は、座長が招集する。

(幹事会)

第7条 懇談会に幹事会を置く。

2 幹事会は、懇談会の指定する事項を検討するとともに、懇談会の事務を補佐する。

3 幹事会は、次に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 都市整備部土木担当部長
- (2) 区民生活部経済勤労課長
- (3) 都市整備部都市計画課長
- (4) 都市整備部まちづくり推進課長
- (5) 都市整備部建設課長
- (6) 都市整備部維持課長
- (7) 都市整備部公園緑地課長
- (8) 都市整備部緑化担当課長
- (9) 環境清掃部環境課長
- (10) 教育委員会事務局施設課長

4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は都市整備部土木担当部長とする。

5 幹事会は、幹事長が招集する。

6 幹事長は、幹事会を総括する。

7 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事はその職務を代行する。

8 幹事長は必要があると認めたときは、事案に関係のある職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 懇談会の会議は公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、都市整備部公園緑地課が処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は座長が懇談会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

2 この要綱は、区長への報告をもって廃止する。

2) 杉並区みどりのベルト計画検討懇談会 委員名簿

	氏 名	所 属 団 体 及 び 役 職 等
1	マルタ ヨリカズ 丸田 頼一	千葉大学園芸学部緑地・環境学科名誉教授
2	ムラカミ ミナコ 村上 美奈子	計画工房設計事務所
3	フジワラ ノブオ 藤原 宣夫	国土交通省国土技術政策総合研究所緑化生態研究室長
4	ナカムラ タダマサ 中村 忠昌	(株)生態計画研究所
5	キクチ クカン 菊地 隆	京王電鉄(株)工務部保線課長
6	ウエスギ トシカズ 上杉 俊和	東京都建設局公園緑地部計画課長
7	シミズ タカユキ 清水 孝之	東京都第三建設事務所工事第二課長
8	オザワ ケイイチ 小澤 恵一	杉並区本天沼在住
9	ニシムラ タリホ 西村 たりほ	杉並区永福在住
10	ミヤデラ シュウイチ 宮寺 修一	杉並区桃井在住

### 3) 杉並区みどりのベルト計画検討懇談会 検討経過

回	開催日	主な検討内容
第1回	平成15年9月12日	杉並区みどりのベルト計画の概要について 杉並区のみどりの概要
第2回	平成15年10月14日	杉並区みどりのベルト計画の基本的考え方・基本構想について みどりのベルト形成モデル候補地について
第3回	平成15年11月20日	みどりのベルト計画モデル候補地域によるスタディ みどりのベルト計画（案）について
第4回	平成15年12月16日	みどりのベルト計画（案）について ・みどりのベルト計画の事業手法 ・みどりのベルト計画パイロットプラン